



2025 年 7 月 3 日

各 位

会社名 株式会社オービックビジネスコンサルタント
代表者名 代表取締役 社長執行役員 和 田 成 史
(コード番号：4733 東証プライム市場)
問い合わせ先 代表取締役 副社長執行役員
管理本部長 和 田 弘 子
(TEL 03-3342-1881)

譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は本日、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて取締役会の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 31 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 1,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 8,458 円
(4) 処 分 総 額	8,458,000 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役を兼務しない執行役員 2 名 1,000 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年3月25日付「執行役員制度の導入に関するお知らせ」の通り、新たに執行役員制度を導入いたしました。また、本日開催の取締役会において、取締役を兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象執行役員にとって特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象執行役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといた

します。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象執行役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象執行役員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計8,458,000円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式1,000株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、今回につきましては、譲渡制限期間を30年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象執行役員2名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象執行役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2025年7月31日～2055年7月30日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象執行役員が任期満了又は定年その他の当社取締役会が正当な理由があると認める事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象執行役員が、当社又は当社子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の当社の取締役会が正当な理由があると認める事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く）により退任又は退職した場合には、対象執行役員の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象執行役員の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象執行役員の退任又は退職日を含む月までの月数を9で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を9で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象執行役員は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月2日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である8,458円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上